

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律案の概要

平成20年1月28日
国土交通省

I. 趣 旨

地域における歴史的風致の維持及び向上を図るため、主務大臣による基本方針の策定、市町村が作成する歴史的風致維持向上計画の認定制度の創設、当該認定に係る計画に基づく開発行為等についての関係法律の特例措置、都市計画における歴史的風致維持向上地区計画の制度の創設等の措置を講ずる。

II. 概 要

(1) 主務大臣（文部科学大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣をいう。）による基本方針の策定

主務大臣は、地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境（以下「歴史的風致」という。）の維持及び向上に関する基本方針を定めなければならないこととする。

(2) 市町村による歴史的風致維持向上計画の作成及び主務大臣による認定

市町村は、次に掲げる事項を記載した歴史的風致維持向上計画を作成し、主務大臣の認定を申請することができることとし、主務大臣は、その歴史的風致維持向上計画が（1）の基本方針に適合するものであること等の基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

ア 当該市町村の区域における歴史的風致の維持及び向上に関する方針

イ 重点区域（重要文化財、重要有形民俗文化財若しくは史跡名勝天然記念物として指定された建造物の用に供される土地又は重要伝統的建造物群保存地区内の土地及びその周辺の土地の区域であって、歴史的風致の維持及び向上を図るための施策を重点的かつ一体的に推進することが特に必要であると認められる等の要件に該当する土地の区域をいう。）の位置及び区域

ウ 歴史的風致形成建造物（重点区域内の建造物であって、当該重点区域における歴史的風致を形成しており、かつ、その歴史的風致の維持及び向上のためにその保全を図る必要があると認められるものをいう。）の指定の方針 等

(3) 認定を受けた歴史的風致維持向上計画に基づく措置

ア 市町村長は、歴史的風致形成建造物の増築、改築等に係る届出があった場合において、その行為が当該歴史的風致形成建造物の保全に支障を来すものであると認めるときは、設計の変更等の措置を講ずべきことを勧告することができることとする。

イ 重要文化財等に関する文化庁長官の権限に属する事務のうち、現状変更の許可等に関するものを歴史的風致維持向上計画の認定を受けた町村の教育委員会が行うことができることとする。

ウ 市街化調整区域において歴史的風致を形成している遺跡に係る歴史上価値の高い建築物の復原を目的とする開発行為等については、立地に係る開発許可の基準に適合するものとみなすこととする。

(4) 歴史的風致維持向上地区計画の制度の創設

地域の伝統的な技術又は技能により製造された工芸品等の物品の販売を主たる目的とする店舗等の建築物等のうち歴史的風致の維持及び向上のため整備をすべき用途の建築物等の整備に関し、都市計画における用途地域による用途制限等の緩和を認める新たな地区計画制度を創設する。

III. 閣議決定予定日

平成20年1月29日（火）

問い合わせ先

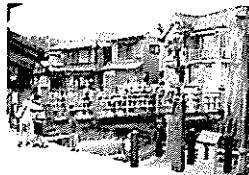
全体及び（1）～（3）関係：都市・地域整備局公園緑地課 課長補佐 大竹
03-5253-8111（内線32-932）、03-5253-8418（夜間直通）
（4）関係：都市・地域整備局都市計画課 課長補佐 原田
03-5253-8111（内線32-682）、03-5253-8409（夜間直通）

歴史まちづくり法案の概要

(文部科学省(文化庁)・国土交通省・農林水産省共管、予算関連法案)

市町村は、文化財行政とまちづくり行政の協働により、文化財を中心として形成される歴史的風致を活かしたまちづくりを推進し、国が地域の取組みを積極的に支援することにより、国及び地域にとって貴重な財産である歴史的風致の次世代への継承を図る。

(正式法案名: 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律案)



【今後のスケジュールの見込み】
閣議決定 1月29日(火)
(事務次官等会議 1月28日(月))



歴史まちづくり (歴史的風致の維持及び向上) の必要性

歴史的風致

- ◇ 歴史的価値の高い国民共有の文化的な資産
- ◇ 地域の歴史・文化を反映しつつ、営まれる人々の活動

古都保存法

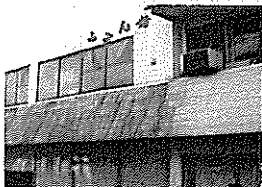
文化財保護法

景観法・都市計画法

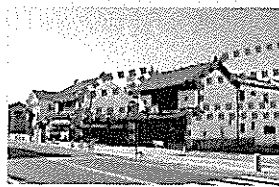
←… 保全 …→



著しく損なわれるものを回復できない

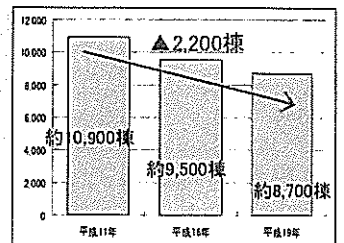


町家の全面を覆う看板



町家が壊され、空き地に

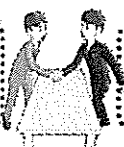
▶ 金沢市のまちなかの現状
8年間の間に、約2,200棟
(全体の約20%)の歴史的
建築物が失われている。
(出典: 金沢市資産税課)



歴史まちづくり(歴史的風致の維持及び向上)を積極的に支援

文化財行政(文化庁)

文化審議会で「文化財と周辺環境を一体として捉え、保存・活用すること」を提言



まちづくり行政(国土交通省・農林水産省)...

社会資本整備審議会で「古都保存行政の理念の全国展開」を提言

制度の特徴:

意欲的な
全国の市町村を対象

文化財を核とした
市街地を対象

市町村のまちづくりの
取組を支援

● 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律案

【歴史まちづくり法案】

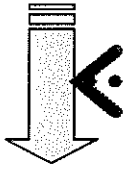
<予算関連法案>

歴史的風致

◇ 歴史的価値の高い国民共有の文化的な資産

+

◇ 地域の歴史・文化を反映しつつ、営まれる人々の活動



保全

古都保存法

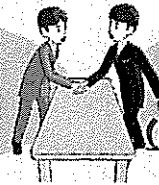
文化財保護法

景観法・都市計画法

地域の活力の源でもある
歴史的風致を著しく損なう
事例が数々発生

文化財行政

(文化庁)



まちづくり行政

(国土交通省・農林水産省)

歴史的風致の維持及び向上に関する基本方針の策定(文科省・農水省・国交省が共同)

市町村による歴史的風致維持向上計画の策定

歴史まちづくりを進める市町村の認定
(文科省・農水省・国交省が共同で認定)

▶屋外広告物規制、都市公園や緑地の管理等について、市町村に権限委任

重要文化財等と一体で歴史的風致を
形成する建造物の復原・再生

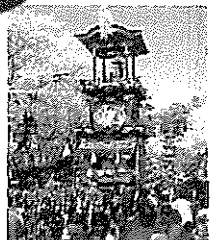
- ▶市町村が指定し、届出勧告制などにより保全
- ▶管理・修理について文化庁が技術的指導
- ▶農用地区域内の開発許可基準に歴史的な農業用水路・水門等を保全するための特例を追加

歴史的風致を活かしたまちなみの再生

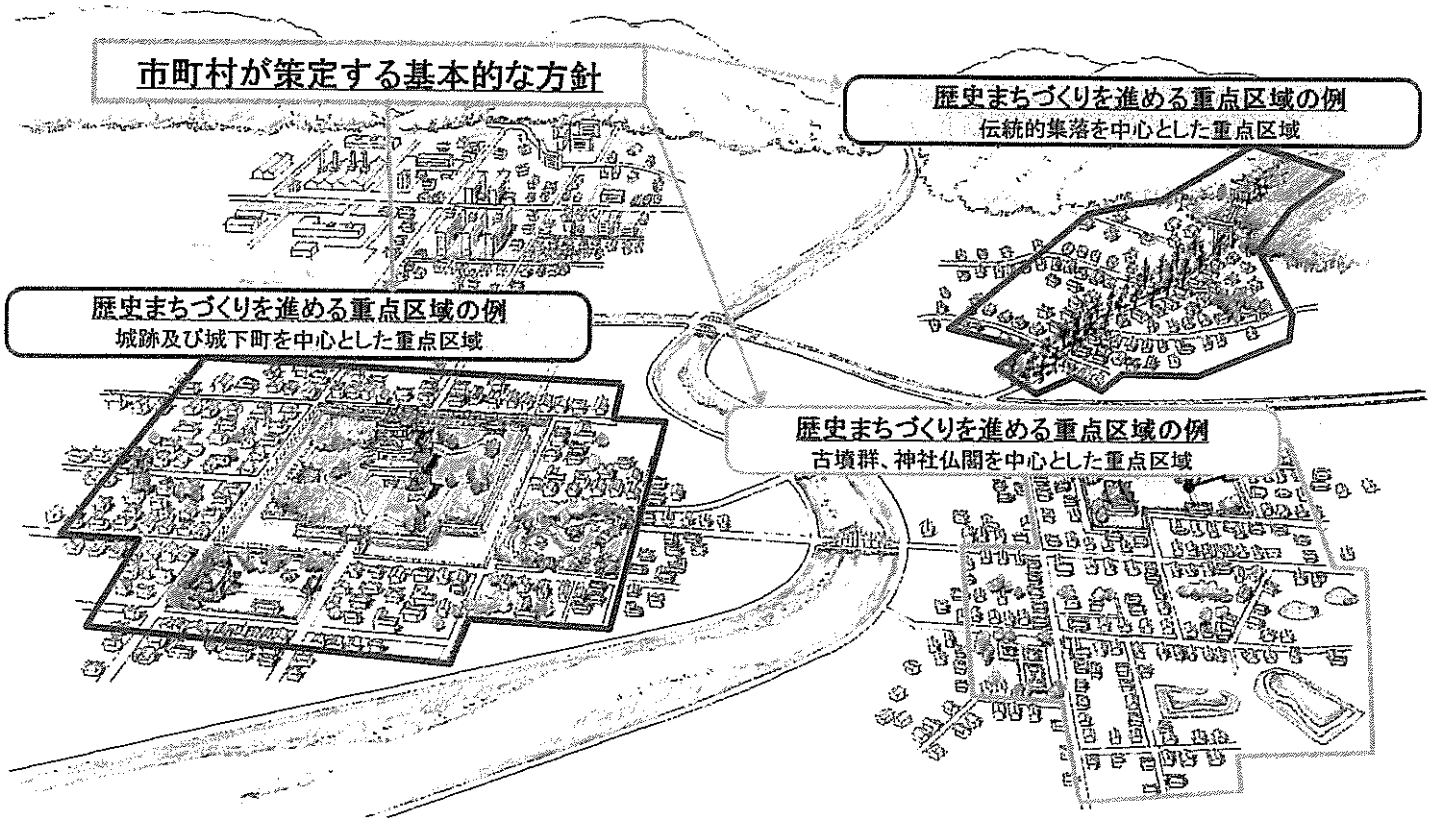
- ▶住宅地の規制のままで、歴史的な建造物を飲食店や工房等に活用できる地区計画制度を創設
- ▶電線共同溝を整備できる道路の範囲を拡大し、無電柱化を促進

建造物の復原・修景のための新事業の創設、
まちづくり交付金や公園事業の拡充等により強力に支援

地域にとって貴重な財産である歴史的風致の
次世代への継承



歴史まちづくり計画(歴史的風致維持向上計画)のイメージ



歴史まちづくりを進める重点区域のイメージ



■歴史的風致の維持及び向上によるまちづくりの推進関連事業

【創設】

①歴史的環境形成総合支援事業

【拡充】

②都市公園事業

③都市再生区画整理事業

④都市交通システム整備事業

⑤まちづくり交付金

⑥景観形成総合支援事業

⑦まちづくり計画策定担い手支援事業

①歴史的環境形成総合支援事業の創設

【平成20年度政府予算案 国費730百万円】

魅力的な歴史的風致をもつまちづくりを推進することにより、地域の誇りを育み、地域活性化を図るため、景観形成総合支援事業を景観・歴史的環境形成総合支援事業に再編し、歴史的風致を形成する建造物の復原・修理等を中心としたハード・ソフト両面にわたる取組を総合的に支援する。

○対象地域

市町村が作成し、国の認定を受けた歴史的風致維持向上計画(仮称)の重点区域(仮称)の区域

○事業主体

- ・地方公共団体
(都道府県に対しては都道府県の管理施設を対象とする場合に限る)
- ・市町村を構成員に含む法定協議会
- ・民間団体・個人
(市町村を通じた間接補助を実施)

○補助率

- ・コア事業 総事業費の1/2以内
 - ・附帯事業 総事業費の1/3以内
- 間接補助については、コア事業及び附帯事業ともに、総事業費の1/3以内であって、かつ、市町村の補助に要する費用の1/2以内

コア事業

- I 歴史的風致形成建造物(仮称)の復原、修理、買取又は移設

付帯事業

- II 歴史的風致維持向上計画(仮称)の重点区域(仮称)の区域における周辺施設の整備
 - 1 歴史的風致を損なっている建造物等の景観上の改善
 - 2 歴史的風致形成建造物(仮称)等の活用を促進するための施設の整備
- III 歴史的風致形成建造物(仮称)等の活用に係るソフト事業

III 伝統行事の活性化



II-1 周辺建造物の修景

歴史的風致維持向上計画(仮称)の重点区域(仮称)
(重要文化財である建造物等を含むものとして設定)

重要伝統的建造物群保存地区



I 伝統的な建造物の復原
II-2 案内施設の整備

○ 歴史的風致維持向上計画（仮称）に基づく各種事業の拡充

歴史・文化資産を保全・活用したまちづくりを強力に支援するため、市町村が作成し、国の認定を受けた「歴史的風致維持向上計画（仮称）」に基づき実施される各種事業について以下の拡充を行う。

事業費 284億円（10.78倍）、国費 116億円（9.57倍）

【都市公園事業】

- ・城跡・古墳・歴史的建造物等の復原整備を都市公園事業の補助対象に追加
- ・公園管理者以外の地方公共団体及び歴史的風致維持向上支援法人（仮称）を都市公園事業の事業主体に追加

【まちづくり交付金】

- ・まちづくり交付金の基幹事業に古都及び緑地保全事業、電柱電線類移設等を追加

【都市再生区画整理事業】

- ・重点地区（補助率1/2）の対象地区に追加するとともに、歴史的まちなみ形成に資する建築物等の敷地上の従前建築物等の移転補償費を補助限度額の積算対象に追加

【都市交通システム整備事業】

- ・都市交通システム整備事業の対象地域に追加

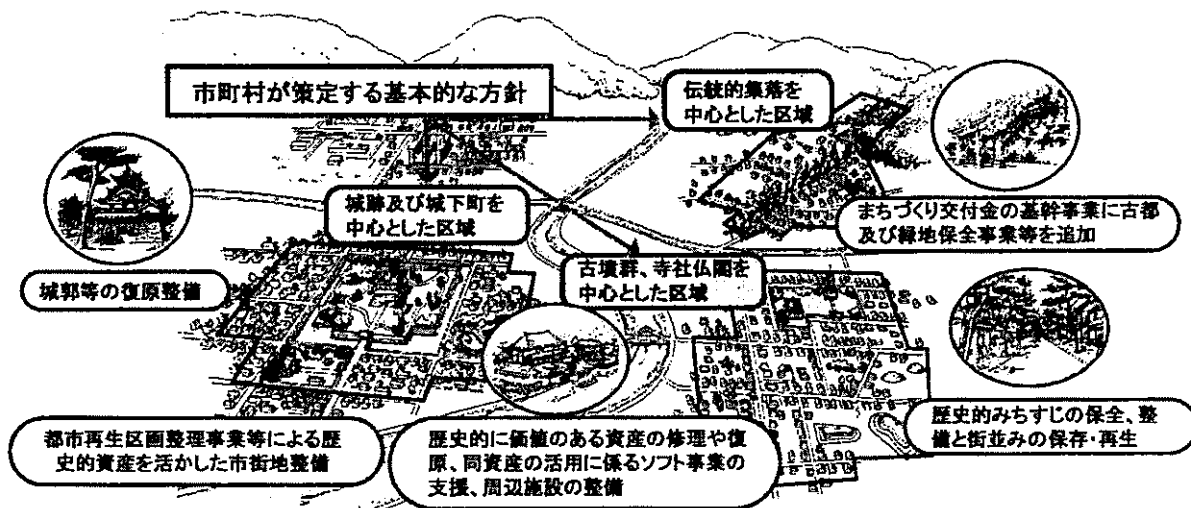
【景観形成総合支援事業】

- ・景観形成総合支援事業の対象地域に追加

【まちづくり計画策定担い手支援事業】

- ・まちづくり計画策定担い手支援事業の対象地域に追加

《 歴史的風致の維持及び向上によるまちづくり推進イメージ 》



施策効果

- ◎ 地域の貴重な歴史・文化資産を保全・活用したまちづくりの推進により、地域の誇りが育まれるとともに、持続的な地域活性化が図られる。

歴史的風致維持向上地区計画（仮称）の概要

1 対象区域

- 一 相当数の建築物等の建築又は用途の変更が行われ、歴史的風致の維持及び向上に支障を来すおそれがある区域
- 二 歴史的風致の維持及び向上を図ることが、都市の健全な発展及び文化の向上に貢献することとなる区域
- 三 用途地域が定められている区域

2 地区計画の内容

- 一 目標
- 二 土地利用に関する基本方針
- 三 区域の整備及び保全に関する方針
- 四 地区整備計画

3 基本方針に定めることができる事項

- 一 歴史的風致の維持及び向上のため整備すべき建築物等の用途及び規模
 - イ 地域の伝統的な技術又は技能により製造された工芸品、食品その他の物品の、販売を主たる目的とする店舗及び製造を主たる目的とする工場
 - ロ 地域の伝統的な特産物を主たる材料とする料理の提供を主たる目的とする飲食店
 - ハ 地域の歴史上価値の高い美術品、地域の伝統的な技術又は技能により製造された工芸品等の展示を主たる目的とする展示場、博物館又は美術館
- 二 その他政令で定める建築物等
- 二 前号の建築物等を整備すべき土地の区域
- 三 建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限に関する基本事項

4 地区整備計画に定めることができる事項

- 一 地区施設の配置及び規模
- 二 用途の制限、容積率の最高限度又は最低限度、建ぺい率の最高限度、敷地面積又は建築面積の最低限度、壁面の位置の制限、壁面後退区域における工作物の設置の制限、建築物等の高さの最高限度又は最低限度、建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限、建築物

の緑化率の最低限度その他政令で定めるもの

三 現存する樹林地、草地その他の緑地の保全に関する事項

四 その他政令で定めるもの

5 歴史的風致維持向上地区計画を定めるに当たり、従わなければならないこと

一 土地利用に関する基本方針は、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域については、当該区域の周辺の住宅に係る良好な住居の環境の保護に支障を来さないように定めること

二 地区施設は、当該地区計画の区域及びその周辺の都市計画と相まって、歴史的風致の維持及び向上並びに良好な都市環境の形成に資するよう配置すること

三 建築物等に関する事項は、歴史的風致にふさわしい用途、容積、高さ、配列及び形態を備えた建築物等の整備により当該区域内において土地の合理的かつ健全な利用が行われることとなるよう定めること

兵庫県下の歴史的景観形成地区（主なもの）

（平成 19 年 6 月現在）

自治体名	条 例 名 (公布年月日 施行年月日)	指定地区 及び 指定年月日	面 積 又は 道路延長	景観形成等の基本方針
兵庫県	景観の形成等に関する条例 昭和 60. 3. 27 昭和 60. 4. 1	豊岡市出石町城下町地区 S62. 10. 16	約 62ha	城下町の町家景観の保全・継承
		たつの市龍野地区 H2. 3. 30 (基準変更) H4. 8. 11	約 55ha	自然と調和した歴史的景観の保全・育成
		豊岡市城崎町城崎温泉地区 H4. 8. 11	約 37ha	自然に抱かれた和の温泉街の景観形成
		篠山市城下町地区 H5. 12. 24 (追加) H9. 5. 30	約 120ha	丹波の都にふさわしい景観形成
		たつの市御津町室津地区 H6. 5. 13	約 37ha	伝統的な港町の町家景観形成
		朝来市生野町口銀谷地区 H10. 3. 26	約 170ha	鉾山町の特徴と山際の緑を生かした景観形成
		朝来市竹田地区 H10. 11. 27	約 120ha	完存する山城遺構としての竹田城を中心とした景観形成
		多可町加美区岩座神地区 H11. 12. 7	約 31ha	民家と棚田と石垣が調和した農村景観の形成
		養父市大屋町大杉地区 H13. 10. 2	約 11.1ha	養蚕住宅と石垣が調和した農村景観
		養父市八鹿町八鹿地区 H16. 3. 19	約 267ha	旧街道沿いのまちなみ、山、川が調和した奥行き豊かな景観形成と新しいまちづくり
		新温泉町湯・細田地区 H18. 4. 1	約 58ha	緑あふれる山々と、美しい河川景観がもたらす温泉情緒豊かなまちづくり
		高砂市高砂地区 歴史的景観形成地区 H18. 9. 1	約 102ha	江戸時代の町割と水と緑を活かした景観形成
		神戸市	神戸市都市景観条例 昭和 53. 10. 20 昭和 53. 11. 20	北野町山本通都市景観形成地域 ・昭和 54. 10. 30
税関線沿道都市景観形成地域 ・昭和 56. 6. 30	約 36ha			市のシンボルロードにふさわしい景観形成
旧居留地都市景観形成地域 ・昭和 58. 6. 1	約 22ha			近代建築物に配慮した業務地景観形成
須磨・舞子海岸都市景観形成地域 ・昭和 63. 9. 10	約 179ha			明るく開放的な海浜の景観形成
岡本駅南都市景観形成地域 ・平成 2. 10. 15	約 11ha (1, 270m)			異国情緒豊かな都心商業地の景観形成
南京町沿道景観形成地区 ・平成 2. 10. 15	約 4ha			美しさと文化の香りあふれる生活都心の景観形成
伊丹市	伊丹市都市景観条例 昭和 59. 3. 31 昭和 59. 3. 31	旧大坂道都市景観形成道路 ・平成 2. 3. 1	約 750m	旧大坂道沿線の歴史的まちなみの保全
		北少路村都市景観形成道路 ・平成 2. 10. 1	約 150m	歴史的雰囲気と新しいまちなみの保全
		旧西国街道都市景観形成道路 ・平成 4. 3. 2	約 1, 690m	旧西国街道沿線の歴史的まちなみの保全

		多田街道都市景観形成道路 ・平成 9. 12. 1 ・平成 15. 9. 12 (延伸)	約 800m (430m) (370m)	多田街道沿道集落のまちなみ 保全
尼崎市	尼崎市都市美形成条例 昭和 59. 12. 22 昭和 60. 4. 1	寺町地区 ・平成 1. 7. 14	約 8ha	11 の寺を中心とした寺町景観 の保全
姫路市	姫路市都市景観条例 昭和 62. 3. 26 昭和 62. 4. 1	大手前通り地区 ・昭和 63. 3. 25	約 550m	姫路城の風格と調和した沿道 景観形成
		中濠通り地区 ・平成 5. 9. 10	約 1,090m	姫路城に隣接する風格があり 活気に満ちた商業、業務地区の 景観形成
宝塚市	宝塚市都市景観条例 昭和 63. 3. 25 昭和 63. 4. 1	旧小浜宿都市景観形成地域 ・平成 6. 4. 1	約 20ha	旧小浜宿を宝塚市における市 街地の原点とし次世代へ伝え る景観形成
		雲雀丘山手都市景観形成地域 ・平成 14. 4. 22	約 21.4ha	大正から昭和初期にかけて開 発された閑静で緑豊かな歴史 ある住宅地の景観形成
		雲雀丘都市景観形成地域 ・平成 14. 8. 29	約 24.3ha	同上
赤穂市	赤穂市都市景観の形 成に関する条例 平成 1. 3. 14 平成 2. 1. 1	坂越市街地景観形成地区 ・平成 4. 4. 1	約 36ha	歴史を生かした風格とうるお いのある景観形成
		「お城通り地区」 ・平成 10. 4. 1	257 m	「忠臣蔵にふさわしい歴史ある まち」をめざした景観形成
		「お城通り地区」 ・平成 10. 11. 17	153 m (延長 410m)	景観形成地区の追加指定
加古川市	加古川市景観まちづ くり条例 平成 10. 9. 29 平成 11. 4. 1	鶴林寺周辺地区景観形成地区 ・平成 19. 5. 10	約 8.6ha	歴史資源、緑豊かな風致公園が 存する地域の特性を活かし、歴 史を感じる落ち着いた生活空間、 緑あふれる魅力的な沿道環境、 潤いのある水辺空間の形成を 目指す

兵庫県下のまちづくり交付金採択地区（歴史的資源を活用したもの）

（平成20年1月現在）

市町名	地区名	面積 (ha)	事業期間		地区の概要
			開始	完了	
姫路市	姫路城周辺（城東・野里）地区	31.0	H12	H16	世界文化遺産である姫路城の周辺において、街路事業を中心として、回遊性のある散策道路、憩いの空間としての広場及び修景施設の整備を総合的に行い、文化施設や歴史的資源を活かした高質な文化・歴史空間の形成を図る。
神戸市	有馬地区	108.0	H14	H18	道路等の都市基盤が不足しており、交通上、防災上等の問題があることから、道路等の都市基盤の整備を図りつつ、核となる集客施設を整備し、また、来街者が散策を楽しめる温泉町らしいまちなみの形成やストリートファニチャー等の整備を図る。
丹波市	青垣地区（旧青垣町）	40.0	H15	H19	当地区はかつて但馬街道と播州街道が分岐する物資の集積地にある宿場町として賑わった時期もあり、その面影を偲ばせる街並み景観と佐治川の河川環境を活かしたまちづくりを行い、人・もの・情報の活発な交流を促進し、快適で活気の満ちたまちの創造をめざす。
新温泉町	温泉町湯地区（旧温泉町）	20.0	H16	H20	地区住民が快適かつ利便性に富んだ暮らしと、観光客が長期に滞在できるよう、観光交流センター、遊歩道及び広場の整備を行う。
洲本市	由良生石地区	70.0	H16	H20	由良生石地区周辺の観光資源を活かし、観光客の集客を促進することにより、地域の活性化を図る。
赤穂市	加里屋地区	73.0	H17	H21	地区内の歴史的・文化的資源を活かし、観光客等の回遊性を向上させるため、ネットワーク街路の美装化整備を図るほか、各種広場整備やイベント等を実施して、まちの活性化を図る。
豊岡市	玄武洞・コノトリの郷公園地区	695.0	H17	H20	特別天然記念物「コノトリ」と天然記念物「玄武洞」を中心とした公園等の整備により、本地区を観光拠点として確立させ、また市民・観光客の交流の場を整備し地域の活性化を図る。
朝来市	口銀谷地区（旧生野町）	65.5	H17	H21	生野独自の歴史的文化遺産を生かしながら交通結節点の整備等を含めた観光交流による地域の再生を図って、「生野銀山町の歴史文化遺産の再生活用を軸とした懐かしい未来のまちづくりを進める。
三木市	三木地区	780.0	H18	H22	古くから利器工匠具を中心とする金物産地として栄え、また三木城址を中心とした城下町や西国と京都を結ぶ街道筋の古い街並など、歴史・文化的資源に恵まれているが、人口の減少、空き店舗の増加など空洞化現象が生じてきている。そこで、これら資源を活用し街の活性化に向けた取り組みを行う。
姫路市	姫路市都心地区	450.0	H18	H22	世界文化遺産姫路城を擁する本地区は、城下町・姫路の都市イメージを形成・発信するとともに、播磨の商業・業務・交通の中心的役割を果たしてきた。社会経済情勢の変化などによりその役割に陰りが見れつつある中で、歴史的・文化的資源の活用や、都心回遊の拡大、都心居住の促進などによる賑わいづくりとともに、鉄道高架を契機とした総合的・一体的な都市基盤整備と新たな都市機能導入により、「歴史を育み、賑わいと感動あふれる都心の再生」を目指したまちづくりを進める。
神戸市	山本・中山手地区	24.9	H19	H21	神戸の観光スポットである異人館街の西側に位置し、国内に現存する唯一の移住施設という貴重な歴史的建造物を有効活用するため、全面改修により北野地域の新たな観光施設として再整備するとともに、海外との交流の歴史紹介や異文化・芸術等の交流イベント開催を通じて、山本・中山手地域の活性化を図る。
伊丹市	伊丹市中心市街地地区	94.0	H19	H23	JR伊丹駅周辺から阪急伊丹駅周辺にかけての中心市街地において、歴史・文化的資源を活用した「伊丹郷町」の個性ある中心市街地の形成と市民や来訪者が安全で快適に回遊できる歩行者空間の創出を図ることにより、市の都市ブランド（街の顔）の創造に向けた取り組みを行う。
西宮市	広田神社周辺地区（予定）	37.0	H20	H24	都市計画道路市役所前線の整備により地域内の不要な車両の迂回を減らし、国道171号付近の慢性的な渋滞を緩和するなど、地域内の交通安全及び住環境を向上する。都市計画道路市役所前線と既存の市民の憩いの場である西宮中央運動公園とを結び地域の安全性を高め、西宮市中心市街地に近接する歴史的地区に相応しい、歴史的文化的発信拠点を創出することにより、あらたな西宮の魅力を生み出す。
朝来市	和田山駅前地区（予定）	63.2	H20	H24	少子・高齢化・人口流出、鉄道利用者の減少、商業の低迷等により、和田山駅前地区の活力が低迷してきている。これに対し、新たに快適な居住環境を提供し、「鉄道のまち」としての歴史と文化遺産を生かした街並みを形成し、これらを歩行者ネットワークで結ぶことによって、新・旧の住民や来街者による賑わいとうるおい、ゆとりの感じられるようなまちを築いていくこととする。同時に、生活環境の改善を進めることによって、居住人口の増加を図り、生活が息づく活気ある駅前地区を形成していく。
篠山市	篠山城下町地区（予定）	105.8	H20	H24	快適で誇りをもてるまちづくり、歴史・文化を活かし・伝えるまちづくり、商店街が一体となって創る魅力あるまちづくりを目標とし、篠山城下町の歴史・文化の魅力を継承し、安心して暮らせるまちづくりを進める。